

議案第 17 号

桐生市交通指導員設置条例の一部を改正する条例案

桐生市交通指導員設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市交通指導員設置条例の一部を改正する条例

桐生市交通指導員設置条例(昭和 45 年桐生市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「20 歳」を「18 歳」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 17 号 桐生市交通指導員設置条例の一部を改正する条例案

民法の一部改正で成年となる年齢が引き下げられることから、交通指導員の資格について「年齢 20 歳以上」を「年齢 18 歳以上」に改めるものです。